

京都市告示第 6 1 7 号

京都市水路等管理条例第 3 条の規定に基づき，農業用水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は，京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成30年3月9日

京都市長 門川 大作

(指定する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	起 点 終 点
1	松尾水 9 0 0 3 号	京都市西京区松尾東ノ口町 2 1 0 - 3 番地

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)